

沖広業指第670号
令和6年2月28日

沖縄県介護保険広域連合構成市町村内
指定居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所
地域包括支援センター
管理者 様

沖縄県介護保険広域連合長 當山 宏
(公印省略)

沖縄県介護保険広域連合被保険者における地域密着型サービスの利用制限見直しについて

日頃より当広域連合の介護保険事業にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして第9期介護保険事業計画より介護保険料の均一化を行うことから、令和6年4月1日より当広域連合被保険者における地域密着型サービスの利用制限について下記のとおりとします。

記

【令和6年4月1日以降の地域密着型サービス利用制限について】

・当広域連合の被保険者は住民登録のある市町村以外の当広域連合構成市町村に所在する地域密着型サービスの利用について利用制限を設けないこととし、これまでの他市町村利用申立の手続きを不要とします。なお、地域密着型居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の入居を前提とした施設の利用については、施設所在市町村以外からの住所異動は行えませんのでご注意ください。

・当広域連合以外の被保険者が当広域連合構成市町村に所在する地域密着型サービスの利用を希望する場合、又は当広域連合の被保険者が当広域連合構成市町村以外の市町村に所在する地域密着型サービスの利用を希望する場合はこれまで同様の手続きを要するものとします。

お問合せ先
沖縄県介護保険広域連合
業務課 指導係
TEL:098-911-7502
FAX:098-911-7506

沖縄県介護保険広域連合 構成市町村 29 市町村

【本島北部】 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村

本部町 恩納村 宜野座村 金武町

【本島中部】 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村

中城村 西原町

【本島南部】 豊見城市 八重瀬町 南城市 与那原町

南風原町

【離島】 伊江村 伊平屋村 伊是名村 久米島町

渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村

北大東村